

関東地方整備局総合評価審査委員会規則（以下、「規則」という。）第6条第3項に基づき、利根川下流河川事務所総合評価審査分科会設置要領（以下、「本要領」という。）を次のように定める。

平成25年6月6日（改訂）

利根川下流河川事務所長

利根川下流河川事務所総合評価審査分科会設置要領

1 趣 旨

規則第6条の規定に基づき、利根川下流河川事務所が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等（以下、「工事等」という。）において、工事の総合評価落札方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争（以下、「総合評価方式等」という。）に関して審議を行うことを目的に、利根川下流河川事務所総合評価審査分科会（以下、「分科会」という。）を設置するものとする。

2 構 成

分科会には、部会を置く。

3 審議事項

- 1 分科会は、規則第6条第1項に定める総合評価審査分科会に係る事務（以下、「分科会事務」という。）を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
- 2 分科会は、分科会事務に掲げる事項に関する審議を行うものとする。
- 3 分科会は、部会において分科会事務を行わせることができるものとする。

4 委 員

- 1 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者（以下、「学識者委員」という。）及び下記の者のうちから、事務所長が委嘱する者をあてる。
 - 一、一般社団法人全日本建設技術協会が定める資格「公共工事品質確保技術者（I）」に合格し、資格登録を行っている者（営繕：一般社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事品質確保技術者（I）」に合格し、資格登録を行っている者。）
 - 二、その他事務所長が品質確保技術者としてふさわしいと認めたる者。

- 2 分科会は、別紙委員により組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員等の氏名等は、公表するものとする。

5 分科会長及び部会長

- 1 分科会には、会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に学識者委員をあてる。
なお、学識者委員が2名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 会 議

- 1 分科会は、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催するものとする。
- 2 分科会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 3 部会は、適宜開催するものとする。
- 4 部会の開催は、学識者委員を1名以上含む委員2名以上の出席を必要とする。
- 5 分科会及び部会は、非公開とする。

7 委員の除斥

- 1 委員は、個別の工事等の審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 委員は、個別の工事等の審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

8 品確技術者委員の委嘱取り消し

事務所長は、品確技術者委員に対して法令の遵守及び秘密の保持確保できないと認められた場合等委員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合は、本人に理由を付し通知するものとする。

9 秘密を守る義務

委員は、分科会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 庶務

分科会の庶務は、利根川下流河川事務所品質確保課において処理するものとする。

雑則

本要領に定めるものの他、分科会の運営に必要な事項は、分科会に諮って定めるものとする。

附則

- 1 この分科会設置要領は、平成25年6月6日から適用する。